

ボランティア活動団体等奨励金交付実施要綱

(趣旨)

第1条 島田市内において活動する民間非営利のボランティア活動団体が行う活動に対し奨励金を交付し、福祉のまちづくりや社会のつながりを推進し福祉力の向上を図ることを目的とし、その奨励金の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(対象団体)

第2条 主たる目的が福祉活動であり、島田市内でボランティア活動を行うために組織された団体で次の要件を満たす団体とする。

- (1) 社会福祉協議会が実施する福祉教育事業、地域福祉活動事業に積極的に参加協力できる団体であること。
- (2) 全体事業費の10分の1以上の自己資金を確保できる団体であること。
- (3) 団体内の活動者が複数人であること。
- (4) 団体の設立趣旨や活動内容が特定の政党、宗教等に偏っていないこと。

2 次に掲げる団体等は対象としない。

- (1) 自治会・町内会及び居場所サロン活動団体
- (2) 事業を遂行する実施体制及び実行能力が不透明な団体
- (3) 反社会勢力、及び反社会勢力と密接な関わりがある団体

(奨励金対象事業)

第3条 活動の中心が島田市内であり、継続的にボランティア活動に取り組み、参加者を限定せず次に掲げる事業とするもののほか別表によるものとする。また、奨励金の交付については、当年度1団体1回までとする。

- (1) 障がい者への支援事業
- (2) 高齢者への支援事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) 生活に課題を抱える人への支援事業

2 次に掲げる事業は奨励金対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 地方公共団体等の委託を受けて行っている事業
- (3) 特定の個人又は団体等の利益のみに寄与する事業

(奨励金の額及び対象経費)

第4条 奨励金の額及び対象経費等は次のとおりとする。

- (1) 奨励金額 1団体 5万円以内
- (2) 対象経費 別表のとおりとする。
- (3) 対象外経費 別表のとおりとする。

(申請の方法)

第5条 この奨励金を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、ボランテ

ィア活動団体奨励金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、次の各号の書類を添えて社会福祉協議会に提出するものとする。

（審査会及び交付決定）

第6条 社会福祉協議会は、前条の規定により申請があったときは、ボランティア活動団体等奨励金交付審査会を開催して交付可否及び奨励金額を決定しボランティア活動団体奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請団体に通知する。

2 調整会議では、次に掲げる事項を協議する。

- （1）奨励金交付の可否
- （2）奨励金の額
- （3）その他会長が認めた事項

（審査会の組織）

第7条 審査会は、次の者で行う。

- （1）常務理事
- （2）事務局長
- （3）事務局次長
- （4）主幹
- （5）事務担当者
- （6）その他必要と認める者

（奨励金の交付請求）

第8条 申請団体は、前条第2項の交付決定通知を受けたときは、指定の期日までに請求書（様式第3号）を提出する。

（実績報告）

第9条 奨励金の交付の決定を受けた団体は、奨励金による事業が終了したとき、又は対象年度が終了したときは、終了の日から10日以内に実績報告書（様式第4号）を社会福祉協議会に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第10条 奨励金の交付の決定を受けた団体は、事業内容の変更等により交付した奨励金に剰余金が発生した場合は、その全額を社会福祉協議会に返還するものとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

1 対象事業

障がい者への支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・点字、手話、要約筆記活動等による障がい者の地域生活支援事業 ・人材育成事業 ・誰もが参加できる普及啓発事業 ・防災、災害を想定した事業
高齢者への支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心、孤立死の予防や見守り事業 ・傾聴活動 ・出前講座 ・防災、災害を想定した事業
子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭、子育て支援団体等の交流事業 ・学習支援事業 ・児童虐待防止のための普及啓発事業 ・防災、災害を想定した事業
生活に課題を抱える人への支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり、不登校等の生活課題解決のための地域づくり事業 ・日常生活でのお手伝い ・防災、災害を想定した事業

2 対象経費及び対象外経費

【対象経費】

	助成の対象となる経費	助成の対象とならない経費
謝 金	講習会・セミナー等における外部から招いた講師・出演者の謝金	団体の活動者に対する謝金
旅 費	外部から招いた講師等の交通費 先進事例視察のために必要な交通費	研修旅行等、奨励金が適切でないと判断する経費
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷に係る経費	記念誌発行費、助成が適切でないと判断する経費
消耗品費	対象事業に係る必要な経費	慰問品（物品を渡すのみの活動） 記念品購入
食材費	外部から招いた講師・出演者に対する昼食代及び飲料代	会員同士の飲食に関する経費
通信運搬費	郵便料	電話代
賃借料	会場借上げ料 対象事業に係る物品借上げ料	団体及び団体関係者が所有する施設・備品の使用料
保険料	対象事業を実施するにあたり加入する保険料	

【対象外経費】

1. 団体の経常的な運営経費（活動者の人件費・通勤費・報酬、家賃、光熱水費、定例会開催経費等活動維持費用となっているもの）
2. 大規模事業の一部を補う経費
3. 活動拠点における設備費、修繕工事費が主な経費
4. 日付が不鮮明、購入品が不明、曖昧、宛名が未記入、発行者（社）の住所・社名の記載のない領収書の経費
5. 団体が支払い先となるような支出、その他社会福祉協議会が不適切と判断した経費